

- 産前産後休業期間とは、出産日より前42日（多胎妊娠の場合は98日）～出産日後56日の間に、妊娠または出産を理由として労務に従事しない期間のことです。
- この申出書を出産予定日より前に提出された場合で、実際の出産日が予定日と異なった場合は、再度『産前産後休業取得者変更届』（当届書の「共通記載欄」と「A.変更」欄に記入）を提出してください。休業期間の基準日である出産年月日はずれることで、開始・終了年月日が変わります。
- 産前産後休業取得申出時に記載した終了予定年月日より早く産休を終了した場合は、『産前産後休業終了届』（当届書の「共通記載欄」と「B.終了」欄に記入）を提出してください。
- 保険料が免除となるのは、産前産後休業開始日の属する月分から、終了日翌日の属する月の前月分までとなります。

この申出書は、産前42日(多胎妊娠の場合は98日)～産後56日の間に、妊娠または出産(妊娠85日目以降の早産・死産・流産・人工妊娠中絶含む)を理由とした産前産後休業を取得した場合に提出していただくものです。

- ・現在、育児休業中で保険料免除の申出をされている被保険者が続けて産前産後休業を取得する場合、産前産後休業の保険料免除が優先されます。育児休業中に産前産後休業を取得した場合は、産休開始日の前日で育児休業は終了となりますが、『育児休業等取得者終了届』の提出は不要です。
- ・役員、経営担当者等の使用者は産前産後休業取得の申出はできますが、育児休業等取得の申出は、原則できませんので注意してください。

記入方法

提出者記入欄：事業所整理記号は下図を参照し、新規適用時または名称・所在地変更時に付された記号を記入してください。

事業所整理記号		0	1	—	イ	ロ	ハ
---------	--	---	---	---	---	---	---

＜共通記載欄＞ ①～⑧は必ず記入してください。出産後に提出する場合は⑨も記入してください。

- ①被保険者整理番号：資格取得時に払い出しされた被保険者整理番号を、必ず記入してください。
- ②個人番号：本人確認を行ったうえで、個人番号を記入してください。健保組合が記入を求めない場合は記入不要です。
- ③被保険者氏名：氏名は住民票に登録されているものと同じ氏名を記入してください。フリガナはカタカナで正確に記入してください。
- ④被保険者生年月日：年号は該当する番号を○で囲んでください。生年月日は下図を参照し記入してください。
- | | | | |
|-------------------|---|---|---|
| 5昭和
7平成
9令和 | 年 | 月 | 日 |
| 6 | 3 | 0 | 5 |
| 0 | 5 | 0 | 3 |
- ⑤出産予定年月日：出産後に提出する場合も、出産予定年月日を記入してください。
- ⑥出産種別：出生児が1人(予定)の場合は「0.単胎」を○で囲んでください。
出生児が2人以上(予定)の場合は「1.多胎」を○で囲んでください。
- ⑦産前産後休業開始年月日：「⑥出産種別」が「0.単胎」の場合、「⑤出産予定年月日」以前42日の範囲内の日付を記入してください。
「⑥出産種別」が「1.多胎」の場合、「⑤出産予定年月日」以前98日の範囲内の日付を記入してください。
「A.変更」「B.終了」の届出をされる場合は、最初に産前産後休業の申出をされた際に記入した開始年月日を記入してください。
- ⑧産前産後休業終了予定年月日：「⑤出産予定年月日」の翌日以降56日以内の日付を記入してください。
「A.変更」「B.終了」の届出をされる場合は、最初に産前産後休業の申出をされた際に記入した終了予定日を記入してください。

＜A.変更＞ 出産予定年月日と実際の出産年月日が異なった場合等は、共通記載欄①～⑨を記入のうえ、⑪～⑭も記入してください。

- ⑪変更後の出産(予定)年月日：実際の出産年月日、または変更後の出産予定年月日を記入してください。
- ⑫変更後の出産種別：変更の有無にかかわらず、必ず記入してください。
- ⑬産前産後休業開始年月日：出産年月日が予定年月日より前だった場合、出産年月日を基準として、産前42日(多胎は98日)の範囲内で休業を開始した日付に変更してください。
実際の出産年月日が予定年月日より後だった場合は、当初の開始予定年月日をそのまま記入してください。
- ⑭産前産後休業終了予定年月日：実際の出産年月日の翌日以降56日以内の日付に変更してください。

＜B.終了＞ 申出の際に記入された終了予定年月日より早く産前産後休業を終了した場合は、共通記載欄①～⑨を記入のうえ、⑮も記入してください。

- ⑮産前産後休業終了年月日：実際に産前産後休業を終了した日付を記入してください。

お知らせ

- ・申出の場合
この申出により、産前産後休業を開始した日の属する月から終了した日の翌日が属する月の前月までの期間について、健康保険の保険料が事業主・被保険者分とも免除されます。
なお、産前産後休業による保険料免除の期間内に支払われた賞与等は、保険料は徴収されませんが標準賞与額として決定され、健康保険の年度累計額に算入されます。
- ・終了の場合
終了日の翌日が属する月分から健康保険の保険料が発生します。
産前産後休業終了後に受ける報酬が、従前の標準報酬月額と比較して変動があった場合は、『産前産後休業終了時報酬月額変更届』を提出することができます。
ただし、終了後引き続き育児休業等を開始する場合は、産前産後休業終了時報酬月額変更に該当しませんので、『育児休業等取得者申出書』のみを提出してください。